



# 政権公約（マニフェスト）検証・第1回大会 株式会社 日本総合研究所 発表要旨について（記者発表文）

平成16年5月12日  
連絡担当者 調査部藤井  
電 話 03-3288-4615

内閣・与党による政権公約の達成状況の評価

## 1. 遅延する構造改革

構造改革の進捗ペースは緩慢。進展がみられる 官から民へ、国から地方へ、安心できる国民生活、の主要改革3分野についてみると次の通り。

- (1)特殊法人改革では、独立行政法人への組織変更が大半で改革の効果は限定的。道路公団改革では、新規の道路建設への歯止めがかからず。
- (2)三位一体では補助金削減が先行し、国から地方への権限や財源の移譲が遅延。特区では、教育・医療分野への株式会社参入に厳格な条件が付与され、実質的に競争阻害。
- (3)年金改革では、引き続き給付水準の削減と負担の増大という従来路線が踏襲。国民の安心を確保するには依然至らず。

もっとも、こうした指摘には根強い反論。

- (1)道路公団改革では新規の道路建設こそ地域経済再生の鍵であり、経済成長力を高めて収支改善を目指すのが本道との批判。郵政民営化ではユニバーサル・サービスの維持・確保、地域経済にとって雇用保全は重要な焦点との指摘。
- (2)三位一体では、深刻な財政状況下、国と地方が痛みを分かち合い、国債を地方移管すべしとの考え方も。一方、特区については、社会的規制の観点から安易な見直しや例外措置は将来に重大な禍根を残す恐れとの懸念。

(3)年金改革では、制度のサステナビリティを確保するには、状況変化に応じて機敏に見直し、それによって初めて国民の信頼が醸成との見方も。

今日、改革を巡る議論の混乱は、改革が進み、個別具体的な問題が俎上に上る段階となった結果、制度適用の条件や技術的問題が焦点となったという側面も。しかし、現下の議論が総じて改革の是非について行われている点を踏まえてみれば、むしろ、マニフェストの表現が包括的で具体性に欠けていたため、対立する見解の並存を許した側面は否定できず。さらに、そもそも改革の意義・目的についてのコンセンサスの形成が不十分であったことが、混乱の根因。

## 2. 構造改革の目的

そもそも、構造改革の意義・目的は何か。西欧主要各国の経緯を整理すると、戦後の高度成長による大きな政府から、低成長時代に即した小さな政府への転換、とりわけ中央政府の縮小であり、長期間にわたる持続的な取り組み。

(1)民営化は、80年にイギリスで始まり、次いで86年にフランスへ飛び火、ドイツでは90年代に入って本格化。イギリスの行財政改革の骨子はエージェンシー化と市場テスト、PFIとPPPsの4点。わが国財政投融资類似の制度があった唯一の先進国であるフランスでは、86年以降、出口機関の徹底した整理縮小を行った後、今日、入口機関の検討に着手。

(2)地方分権は、81年にフランスで始まり、97年以降イギリスでも始動。目的は地方経済の再生・復活。成否は権限と財源の移譲如何。フランス2003年憲法では権限移譲と財源措置がセットであることが明記。

(3)年金改革は、80年代イギリス、90年代に入り欧州全域に拡大し、99年スウェーデンが改革断行。各国では、公的年金の役割を限定し、財政負担が軽減される一方、雇用拡大・経済再生に向け、企業負担も軽減。

## 3. 西欧各国の構造改革断行の要因

西欧各国の構造改革は深刻な経済停滞が発端。70～80年代では、二度にわたる石油危機に加え、日独経済が飛躍的成長を遂げるなか、製品開発競争からの脱落や産業空洞化問題。90年代入り後、冷戦終了によって中国や東欧諸国が急速に台頭し、その結果、成長スピードが一段と低迷。すなわち、西欧各国の構造改革は、民間活力の復活・創出・発揚を通じて競争力の回復・強化を目指す取り組み。

#### 4. 今後の課題

2001 年以降、わが国失業率は英仏が改革始動時の 5%水準へ。マクロ的にはこのところ最悪期を脱する兆しがみられるものの、企業間競争は依然厳しく、失業率は高止まり。今後を展望すると、高付加価値分野でも中国や東欧諸国が飛躍し競争は一段と激化する一方、租税や社会保障など、公的負担の軽減や規制緩和を目指す各国政府の取り組みは一層拡大し国際的な制度間競争が厳しさを増す見込み。加えて、わが国は、他国に例を見ないスピードで少子高齢化が中期的に進むなか、時間的余裕は小さく、諸外国を上回るペースと規模での改革断行が急務。改革成功に、まずもって必要なポイントは次の 3 点。

##### 改革目的と必要性、時間的制約の再確認

これによって、現在、散見される不毛な議論に終止符を打ち、改革推進に国民各層の力を集中させることが出来る。

加えて、経済に明るさが芽生えるなか、痛みを先送りしようとする動きを阻止し、経済成長を改革力増大に結び付けるために不可欠。

##### 優先順位の設定とロールモデルの提示

改革成功には、目的や時間的制約の再認識だけでは不足。

着実に一つひとつ成功を積み重ね、現実に改革メリットを享受することで改革に総力を結集し、推進力を強化することが可能。

そのためには、優先順位を決めて一つひとつクリアーしていくこと。

加えて、成功の具体的事例を開示し、改革への支持強化も重要。

こうした観点からみると、特区の成功例は格好のプロジェクト。

##### 推進プランの策定

個別の改革対象とマイルストーン、改革手法や財源、推進主体を明示し、さらに改革のメリットや効果を具体的に示すべき。

それによって、国民の意識や理解が深まり推進力が強化されると同時に、推進過程および事後でのチェックが可能となり、知恵やノウハウが転用。

マニフェストは、わが国民主主義政治の進化、構造改革の推進の強力なツール。もっとも、それが真価を発揮するには、少なくとも上記 3 点がマニフェストに盛り込まれる必要。こうした観点からみると、わが国では漸くマニフェスト型政治スタイル実現への取り組みが緒に就いた段階。一段の進展が切望される。

以 上

# 「原点再確認が構造改革成功の鍵」

～ マニフェスト検証 ～

株式会社 日本総合研究所

連絡先： 調査部 藤井 英彦

電 話： 03 - 3288 - 4615

メール： [fujii.hidehiko@jri.co.jp](mailto:fujii.hidehiko@jri.co.jp)

平成 1 6 年 5 月 1 2 日

政権公約（マニフェスト）検証・第 1 回大会  
新しい日本をつくる国民会議（21 世紀臨調）

## 1. 遅延する構造改革

(イ) 昨年秋、衆議院選挙に向けて各党からマニフェストが公表されてから、半年が経過した。さらに構造改革を旗印に小泉政権が 2001 年 4 月に発足してから数えると、すでに 3 年が経過した。しかし、少なくともこれまでのところ、構造改革の進捗ペースは必ずしも早いとはいえず、その成果は限定的である。このところ進展がみられる主要改革、すなわち、官から民へ、国から地方へ、安心できる国民生活、の 3 分野について、現状を整理すると次の通りである。

### (1)官から民へ

この分野では、まず、特殊法人改革が指摘されよう。すなわち、2001 年 12 月に特殊法人等整理合理化計画が閣議決定され、77 の特殊法人と 86 の認可法人について抜本的な見直しが始まった。その結果、特殊法人等向け財政支出額は、当初予算ベースで 2003 年度には前年度の 4 兆 1,565 億円から 1 兆 1,251 億円減少し、2004 年度にはさらに前年度比 1 兆 7,538 億円減少することとなった。個別にみれば、簡易保健福祉事業団は 2003 年 4 月の日本郵政公社発足に伴って廃止され、石油公団も 2005 年 3 月末を目処に廃止の予定である。しかし、特殊法人等向け財政支出額の大幅な減少は、特殊法人から独立行政法人などに組織形態を変更した団体に対する財政支出が計算対象から除外された影響が大きい。そこで、こうした団体を含めてみると、特殊法人等向け財政支出額の前年度比減少額は、2002 年度で 2,393 億円、2003 年度では 413 億円にとどまる。

次いで、特殊法人改革のなかで、とりわけ、注目を集めた道路公団改革についてみても、その行方は依然不透明といわざるを得ない。確かに 2004 年 3 月に国会に提出された関連法案やこれまでの道路関係四公団民営化推進委員会での議論をみる限り、債務の償還期限が 45 年と明示され、高速道路料金の引き下げが予定される一方、高速道路の新規建設については、地域分割して設立される各高速道路会社がそれぞれ判断し、当該債務の返済負担を負うスキームとなっているため、東名高速道路の料金収入を使って地方の高速道路を建設しようという動きが制約され、新規の高速道路の安易な建設に一定の歯止めが掛けられたといえよう。

しかし、現行の高速道路整備計画は、重複投資となる路線など一部を除いて原則として維持された。その結果、建設コストの圧縮が図られることとされているものの、新設される各高速道路会社が負担する有料道路の建設事業費は最大で 7.5 兆円に及ぶ見込みである。そのため、次の要因を加味してみると、今後、各高速道路会社を巡る経営環境は従来以上に厳しいものとなる公算が大きく、計画通り 45 年間ですべての債務が償還出来るか否か楽観を許さないとみるべき

であろう。すなわち、すでに 40 兆円に上る有利子債務があることに加え、今後、新たに建設される路線の採算性は総じて低く、距離当たり収入と建設コストのいずれの側面からみてもこれまで建設された路線を凌駕する路線は稀有とみられること、さらに、デフレ圧力が残存するなど価格競争が依然厳しいなか、高速道路の利用に対するユーザーの姿勢に従来にみられない変化の兆しがあること、すなわち、わが国経済が 2001 年度の実質マイナス成長から 2002 年度にプラス成長に転じ、景気回復が次第に本格化したという情勢下、日本道路公団の高速道路料金収入は、2002 年度、逆に前年度比 4.9%減とマイナスに落ち込み、景気回復を受けた物流の増加が料金収入の増加に繋がらなかったことである。

## (2)国から地方へ

次に、国から地方への改革では、まず、国と地方の税財政改革、いわゆる三位一体改革が指摘される。もっとも、少なくとも現段階では補助金削減が先行する一方、地方交付税改革や税源移譲については、問題の核心が先送りされており、一体改革になっていない。すなわち、地方向け補助金は、2003 年度に 5,625 億円、2004 年度に 1 兆 313 億円削減されたうえ、2005、2006 年度の 2 年間にさらに 3 兆円削減される方針が決まっている。これに対して、地方交付税改革では、削減の方針が打ち出され、2004 年度の地方交付税交付金および地方特例交付金は 17 兆 9,910 億円と前年度比 1 兆 845 億円削減されているなか、今後、現行のスキームがどのように変更されるのか、削減額は総額いくらになるのか、といった根本的な問題は未定である。また、税源移譲についてみると、2004 年度では、所得税収の一部を所得譲与税として 4,249 億円、特例的な交付金として 2,309 億円、合計 6,558 億円がいずれも将来の税源移譲までの暫定措置として国から地方に移転されたのにとどまり、基幹税の国から地方への移譲を具体的にどのように行うかについての議論はこれから本格化する予定である。

国から地方への改革では、財源問題と別に、権限移譲も重要なテーマであり、小泉内閣発足直後の 2002 年 7 月に構造改革特別区推進本部が設置され、特区構想が推進されてきた。その結果、これまで合計 324 件に上る特区が認定された。内訳をみると、産学連携や物流整備などによる地域経済振興型特区、および人材育成や幼保一元化などの教育関連型特区が大半を占めている。もっとも、地方自治体などから提案された特区構想は合計すると認定された特区数の 5 倍強に及ぶ 1,695 件に上っており、必ずしも政府の規制緩和が円滑に進展しているとは言い切れない。典型例が教育や医療分野への株式会社参入問題である。すなわち、まず教育分野への株式会社や NPO の参入については、2003 年 10 月から認められることとなったものの、地方公共団体が教育上などの特別なニーズ

があると認める場合に限定されている。一方、医療分野に対する株式会社の参入については、今国会に提出された構造改革特別区域法一部改正案の成立によって、今後、認められることとなるものの、業務が高度な医療に限定されているうえ、当該機関は保険医療機関になれないため、医療費が全額患者の自己負担となる自由診療になる。このように競争原理が十分に機能することが期待し、難しい点を踏まえてみると、こうした分野で特区の設立に漕ぎ着けても、それによる地域経済の活性化効果は限定的なものにとどまる懸念が大きい。

### (3)安心できる国民生活

最後に、安心できる国民生活という分野で、今日、改革論議の中心となっている年金制度改革についてみると、次の通りである。

まず、2004年度の制度改革では、多様な生き方や働き方への対応と同時に、持続可能な年金制度の構築と年金制度に対する国民の信頼確保、すなわち、将来の現役世代の負担を過重なものとし、高齢期の生活を支える給付水準を確保する、頻繁に制度改革を繰り返す必要のない持続可能な制度とすることが目的とされた。具体的には、在職老齢年金制度が見直され、60歳前半の被用者の在職老齢年金制度について、従来、行われていた年金支給額の一割二割カットが廃止される、次世代育成支援の拡充策として、子が3歳に達するまでの間の育児休業期間について保険料が免除される、第3号被保険者の離婚分割を認めるなど、様々な変更が行われる一方、持続可能な年金制度構築に向けて、負担の増大と給付水準の見直しが実施され、将来の負担の上限と給付の下限が明示された。厚生年金に即してみると、保険料率は、2004年10月から毎年0.354%ずつ引き上げられ、2017年度に18.30%へ達した後、その水準が維持される一方、給付水準は実質的に切り下げられ、標準的な世帯についてみると、現役サラリーマン世帯の平均的所得に対する給付水準は現在の59.3%から2023年度以降50.2%に低下する。

しかし、次の点を踏まえてみると、持続可能な年金制度を構築するという今回の改正目的が達成されたとはいえない。

まず、国民年金のみならず、厚生年金でも空洞化問題がすでに深刻化し始めていることである。厚生年金の保険料を支払う被保険者数は97年度の3,347万人をピークに減少に転じ、2001年度には3,158万人と97年度対比189万人減少した。もっとも、厳しい内外経済のもと、失業者数が増え、雇用者数が減れば、厚生年金被保険者数の減少も避けられない。そのため、雇用者数の動きをみると、96年度以降2003年度まで、年々の増減はあるものの、5,325万人から5,392万人とほぼ横這いで推移しており、近年の厚生年金被保険者数の減少は、雇用情勢の悪化によるものとはいえない。ちなみに、雇用者数に占める厚生年金被

保険者数のシェアは、石油危機以降のほぼ 63%前後での安定した推移から、90 年代半ば以降、低下に転じたうえ、その後、減少ペースが年を追って加速した結果、被保険者数のシェアは 2000 年度に 60%を割り込み、2001 年度には 59.0%に落ち込んだ。

その一因として、パート労働や派遣労働など、就業形態の多様化が指摘されよう。例えば、労働力調査をみると、35 時間以上従事者数は、95 年の 5,067 万人をピークに減少し始め、2003 年に 4,571 万人となる一方、35 時間未満従業者数は、95 年の 1,276 万人から 2003 年には 1,602 万人に増加している。就業形態の多様化が人件費圧縮に向けた企業の雇用スタンスに映じた動きである点を改めて想起してみると、今回の年金制度改正によって企業の人件費コストが総額 6 兆円規模で増大すると見込まれるなか、企業の雇用スタンスが今後一段と厳しさを増す懸念は否定出来ない。そうした事態が顕在化し、被保険者数の減少傾向に拍車が掛かった場合、現行年金制度の維持は困難になる。

(口) もっとも、以上のような見方には根強い反論がある。上記 3 分野について主な指摘を整理すると、次の通りである。

#### (1)官から民へ

まず、道路公団改革については、新規の高速道路・有料道路の建設は地域経済再生の鍵であり、わが国全体として経済成長力を高めることによって道路収入を確保し、円滑な債務償還を目指すのが本道であって、新規の道路建設は採算性が低いとか、その結果、債務償還が一段と難しくなるという見方は皮相的との批判がある。さらに、道路のネットワーク性、すなわち、高速道路は他の道路網と繋がって初めてメリットが発揮されるのであって、孤立した状態では維持費が必要となるだけで、先行実施された公共投資が無駄になるという懸念も指摘されている。

次に、特殊法人改革のなかで、民営化準備室が本年 4 月に発足するなど、着実に改革が進展している郵政民営化では、現時点でも依然議論百出の状況にあり、コンセンサスの形成にはほど遠い。すなわち、民営化前後で郵便貯金や簡易保険契約を旧勘定と新勘定で分離し内部補助を遮断すべきである、また、郵政三事業を事業別に分割すべきであるといった市場競争原理の貫徹に向けた主張がある一方、郵便事業のユニバーサル・サービスを維持するためには税財政面からの配慮が必要であるし、地域経済に不測のダメージを与えないように郵政三事業の雇用を保全していくためには事業性の確保が不可欠であって、新旧勘定の分離や事業別分割に拙速に踏み切るとは近視眼的という見方も根強い。

## (2)国から地方へ

まず、三位一体改革についてみると、現状は過渡期であって、一体改革とは、補助金削減と地方交付税削減、税源移譲の三改革を同時並行的に進行することまで意味するわけではないとの見方がある。こうした見方に立てば、現状では補助金改革が先行しているものの、今後、地方交付税改革や税源移譲の問題が解決される筋合いとなる。しかし、地方公共団体の立場からみると、補助金および地方交付税の削減額が税源移譲によって全額補填されるか否かは依然不透明である。例えば、国および地方の現下の深刻な財政状況を重視する向きのなかには、国と地方が痛みを分かち合う必要があり、税源移譲に併せて国債を国から地方へ移管すべきとの考え方も一部にある。

一方、特区についてみると、この制度はそもそも国がその権限を一時的にあるいは部分的に留保し、地方自治体の裁量に委ねる制度である。こうした位置付けを踏まえてみると、各特区構想が認定されるためには、国が権限を留保するコストが、少なくともそこから得られるベネフィットを上回らないことが最低限必要となる。逆にみれば、社会的規制の要請が強く、国が権限を留保するコストが大きい場合、特区構想に安易に認定を付与することは将来に重大な禍根を残す恐れが大きいといえよう。前述の通り、特区構想の 1,695 件に対して認定された特区事業が 324 件にとどまっているという状況、すなわち、国から地方への権限移譲という制度目的に違背しかねない事態は、社会的規制の必要性を重視する考え方、さらにいえば、現行の国の権限を必然とし与件として受け止める見方が依然として根強く残存している結果と位置付けられる。

## (3)安心できる国民生活

年金制度のサステナビリティを確保するには、状況変化に応じて制度を機敏に見直し、そうした取り組みの蓄積を通じて、初めて国民の信頼が醸成されるとの見方がある。この立場からは、そうした見地から今回の年金制度改革が行われ、将来の負担の上限と給付の下限が明示されたとの主張が行われよう。

しかし、今回の改革が行われても、厚生労働省の試算によると、2100 年度までの給付に対する財源不足額が厚生年金と国民年金を合算して 480 兆円に上るとされる。この問題を解決しようとするれば、大幅な保険料負担や国庫負担の増加、あるいは給付水準の引き下げ以外に方策が無い。そうなると、1960 年以降、数年毎に保険料率が引き上げられる一方、給付サイドでも、85 年以降、給付水準の見直しや支給開始年齢の引き上げが行われてきた結果、国民の信頼が次第に喪失されるという悪循環からわが国年金制度が脱出する目処は依然として立っていないとみるべきであろう。

そうしたなか、年金問題の打開には、現行制度の抜本的見直しが不可欠との見

方がある。その見方に立つ論者の主張を整理すると、主なポイントとして、厚生年金や国民年金、共済年金など、分立した制度を一元化して公平な制度に転換する、年金制度を基礎年金と所得比例年金の 2 階建てとする、基礎年金の財源は消費税など租税とする、の 3 点が指摘されることがある。

確かに、この改革構想は年金制度の根本的変革を前提としており、今国会に提出された政府・与党案と異なる。しかし、2100 年度までの 480 兆円に上る過去債務の問題を解決し、年金制度を維持していくには、給付水準や給付開始年齢を見直さない限り、保険料率を引き上げるか、税負担を増やす以外に方策は無く、国民サイドからみれば公的負担が増大するという点で両者に大きな相違は無いともいえよう。

(ハ) 以上の通り、改革を巡る議論は混迷を極め、国民各層の総力を結集して改革を断行・推進し、その果実を享受する状況には未だほど遠い。こうした議論の混乱は、改革が進み、個別具体的な問題が俎上に上る段階となり、制度適用の条件や技術的問題が検討され始めた結果というケースも一部にはあろう。

しかし、現下の議論が総じて改革の是非や制度の枠組みについて行われている点を踏まえてみれば、むしろ、骨太の方針をはじめとする政府の基本方針あるいはマニフェストの表現が包括的で具体性に欠けていたため、対立する見解の並存を許し、議論の拡散を助長した側面は否定できない。さらに、そもそも改革の意義・目的についてのコンセンサスの形成が不十分であった結果、政策の優先順位や価値判断に混乱が生じ、改革の是非などの総論部分のみならず、個別プロジェクトにおいて改革をどこまで徹底していつまでに行う必要があるかという各論部分でも、議論の集約に支障を来しているという事情が指摘されよう。

## 2. 構造改革の目的

そこで、意義や目的、必要性など、構造改革のポイントを整理するために、わが国に先行して改革を断行した西欧主要各国の経緯をたどってみると、以下の通りである。なお、構造改革の対象分野は広範囲に及ぶため、ここでは、前章の分類、すなわち、官から民へ、国から地方へ、安心できる国民生活、の 3 分野を対象とした。結論を先取りすると、西欧各国の構造改革とは、戦後の高度成長によって実現し得た大きな政府から、石油危機後、さらに冷戦終結後の安定成長・低成長時代に即した小さな政府への転換であり、長期間にわたる持続的な取り組みであった。

### (1) 官から民へ

民営化は、イギリスで始まり、79年4月に発足したサッチャー政権のもと、80年5月のブリティッシュ・エアロスペースを嚆矢に、鉄鋼や電力、航空機や自動車製造業など、幅広い分野で相次いで行われていった。さらに86年にはフランスでもシラク内閣のもと国営企業民営化法が成立し、民営化が始動した。なお、ドイツの民営化は両独統合後に本格化し、代表的事例として94年のドイツ鉄道や95年のドイツ・テレコム、ドイツ・ポストがある。

もっとも、英仏で行われた民営化は、かつて国有化された企業の株式を再び市場に売却するケースが多く、わが国の特殊法人改革と一線を画す。そうした観点からみると、まず、イギリスの公的セクター改革が注目されよう。すなわち、イギリスでは、国有企業の民営化が一段落した後、政府組織のあり方や機能にメスを入れ、官民の役割分担を抜本的に見直す取り組みが本格化した。中心的スキームがエージェンシー化と市場テスト、PFIとPPPsの4つである。

具体的には、政府が政策立案機能と執行機能に二分され、政策立案が政府の役割とされる一方、執行業務はすべてエージェンシーが担うこととされた。エージェンシーでは、最高経営責任者(Chief Executive)がすべての事業責任を負い、経営判断を下す。従業員サイドについてみると、もともと公務員であったか否かを問わず、処遇や評価は業績に応じて決定され、かつ、エージェンシーで業績を上げた職員だけが政府本体に異動して政策立案業務に携わることが出来る体制となり、組織や政府機能の活性化が図られた。次いで、政府本体とエージェンシーとを問わず、既存組織よりも効率的に業務を遂行し、成果を出せる組織を外部に公募し、事業単位で民間に業務をアウトソースする取り組み、いわゆる、市場テストが推進された。加えて、民間の資金やノウハウを導入すると同時に、官民が業務遂行リスクを按分し住民サービスを提供する手法としてPFIが導入され、その後、資金面から政府もプロジェクトを支援出来るスキームとして、PPPs(Public - Private Partnerships)が活用され始めた。こうした一連の改革によって、イギリスの政府サービス従事者数は、サッチャー政権発足時の79年の73万3,176人から2002年には49万420人へ24万人減少した。さらに、2002年の49万420人のうち、エージェンシーなど関係機関職員が35万5,660人と73%を占め、政府本体の職員は13万4,760人に過ぎない。このようにみると、わが国はイギリスの改革に注目して独立行政法人制度を導入したものの、わが国の独立行政法人はエージェンシーと根本的に異質であり、特殊法人改革は限定的な効果にとどまる懸念が大きい。

イギリスの公的セクター改革と並んで、わが国にとって参考となる事例がフランスの公的金融機関改革であろう。わが国の場合、特殊法人問題の中核が財政投融資制度の改革にあるなか、総じて先進各国にわが国財政投融資制度と同様のシステムは無く、唯一、フランスに類似の制度があったためである。

フランスでは、まず、郵便局（ラ・ポスト）と貯蓄金庫が非課税貯蓄預金を取り扱い、個人預貯金の受け皿となってきた[大山・成毛]。ちなみに、99 年末時点の個人預貯金に占めるシェアをみると、わが国が郵便貯金単体で 36.2%であるのに対して、フランスでは、郵便局が 15.8%、貯蓄金庫が 23.1%と、単体ではわが国に及ばないものの、合計すると 38.9%となり、わが国郵便貯金を上回る[総務省]。さらに、郵便局や貯蓄金庫が販売した非課税貯蓄商品や生命保険商品が全額預金供託公庫に預託され、預金供託公庫では、それを原資に道路や橋梁などのインフラ向け融資や住宅向け融資が行われたほか、一般企業向け融資や投資銀行業務、あるいは資産運用業務など、様々な金融・証券業務が展開されていた。そのうえ、長期産業資金を融資するクレディ・ナショナルや、預金供託公庫の実質的経営管理下のもと地方公共団体向け金融業務を行う地方設備公庫、あるいは輸出金融に特化した貿易銀行など、政府の経済政策や産業政策推進の一環として多方面にわたって公的金融機関が整備されてきた。

しかし、86 年の国有企業民営化法の成立を受けて、商業銀行のみならず、公的金融機関でも、87 年の地方設備公庫を皮切りに 90 年代を通じて民営化が積極的に進められた。業務範囲が広く、フランス国内で強力な競争力を持った預金供託公庫も例外ではなく、企業向け融資や投資銀行業務、生命保険業務など、民間金融機関と競合する分野は、今日、すべて分離・民営化されている。その結果、現在、預金供託公庫本体には、郵便局や貯蓄金庫が受け入れた非課税貯蓄預金を原資として行われる低家賃の公共住宅建設業者向け融資や都市のインフラ整備向け融資などの公共プロジェクト、司法手続きに伴う供託金の管理や公務員退職者年金基金の管理といった公的業務が残されるだけとなった。ちなみに、そうした民営化によって、フランスの国内民間部門向け総与信に占める公的金融のシェアは、90 年末の 24.3%から 2001 年末には 10.6%に半減している。さらに、こうした段階に至って、郵便局からの貯金業務の分離問題が漸く政府サイドで本格的に検討され始めている模様である。

このような改革スタイルとなった要因を整理すると、次の 3 点が指摘されよう。すなわち、郵便局や貯蓄金庫の貯金業務を最初に見直すと、資金吸収力の後退、あるいは、預金供託公庫など、公的金融機関の経営悪化によって、そこから融資や投資を受けている様々な事業の推進が困難になる懸念が大きかった、

そこで、民営化や業務の分離・独立など、公的金融機関改革を先行させ、公的金融の規模縮小と資源配分の歪みの是正を進めることでサプライ・サイドからフランス経済の強化を図った、そうした一連の改革が成就した後、郵便局や貯蓄金庫の貯金業務見直しについて検討を開始するという長期的な取り組みによって改革コストの極小化が指向されてきた、の 3 点である。

翻ってわが国の特殊法人改革をみると、大半は独立行政法人への組織形態の変

更に過ぎず、上述の通り、財政支出面でも大きな変化がないなど、フランスの公的金融機関改革に比べて不徹底な面は否めない。この点を踏まえてみると、仮に現状のままで大胆な郵政事業改革を行えば、金融ルートの逼塞や途絶から不測の事態が発生する懸念が大きく、事実上、郵政事業改革を見送らざるを得ない事態に追い込まれる恐れも出てこよう。

## (2)国から地方へ

近年、地方分権は、地域経済の再生・活性化を図る原動力として重要な政策課題と位置付けられ、積極的に推進する動きが世界的に広がっている。典型的な中央集権国家と目されてきたフランスが、西欧主要各国のなかで最初に地方分権に着手したことも、そうした潮流変化を示唆する象徴的な事例といえよう。フランスと90年代末に漸く地方分権に着手したイギリスについてみると、以下の通りである。

フランスでは、82年3月に成立した地方分権法を端緒に、その後、地方分権が様々な分野で行われ、今日でも引き続き推進されている。そのポイントを整理すると、次の3点が指摘される[自治体国際化協会 2002] [自治体国際化協会 2003] [財務省]。

第1は82年地方分権法によって地方政府の位置付けが国の出先機関から自律性を備えた自治体に変更されたことである。かつてフランスの地方制度は市町村(Commune)と県の二層構造となっていたなか、県の首長は国から派遣される官選知事であり、市町村と県のいずれの地方議会の議決についても知事の事前認可が必要であるなど、事実上地方政府は国の後見監督下に置かれていた。しかし、82年地方分権法によって、従来の制度が大きく変更された。主な変更点は、県よりも広範囲の行政区域を持つ地方政府として州が位置付けられ、地方制度が三層構造に変更された、官選知事制度が廃止され、議会から互選によって選出される県議会議長が県の執行機関となり、従来の県知事職を実質的に代替することとなった、地方政府に対する国の事前の後見監督権限は廃止され、国は事後的な行政監督権限、すなわち、地方政府の行政行為に対して行政裁判所の判断を通じて地方政府の法令違反を是正する権限に限定された、の3点である。

第2は、83年に成立した権限配分法によって地方行政に関する事務の再配分が行われ、それぞれの行政事務は、その性格上もっともふさわしいレベルの地方政府に移譲されるという原則のもと、多くの権限が国から地方に移譲されたことである。具体的には、州には、地域開発や国土整備に関する計画、高等学校の設置管理、職業教育訓練、文化振興が、県には、社会福祉、県道整備、都市圏外への通学用輸送、中学校の設置管理が、市町村には、都市計画、小学校

の設置管理、都市圏内の通学用輸送、図書館運営などの権限・行政事務が、国から移譲された。

第3は、こうした権限移譲に伴って財源の再配分が行われたうえ、歳入面での地方政府の自由度が拡大されたことである。まず、財源の再配分についてみると、自動車登録税は州に、自動車税や登録税、土地公示税が県に、国税から税源が移譲された。加えて、地方分権を推進する観点から、地方分権化一般交付税制度など、一般財源交付金を通じて国から地方政府へ財源移転が行われた。一方、歳入の自由度拡大についてみると、まず80年1月10日法によって地方議会が地方税の税率を自ら決定できることになった。ちなみに、地方税収のなかで4割を占める職業税、すなわち、固定資産と支払給与を課税ベースに賦課される、いわば事業税について、99年時点での税率分布をみると、最大が31.33%で、最小が18.46%、平均が22.59%であり、地域の事情に即した多様な税率分布となっている。次いで、地方債制度が82年の地方分権化法によって変更された結果、それまで国の管理下に置かれていた地方債の起債が自由化され、地方政府の自主判断に基づく起債が可能になった。さらに、地方分権化の推進を謳った2003年3月の憲法改正によって、地方政府の財政自主権が強化された。主なポイントを指摘すると、地方政府はすべての租税収入の全額あるいは一部を受け取ることが出来るとし、国と地方政府との租税収入の再配分が明記されたうえで、税収と固有財源が各地方政府の全収入のなかで決定的な割合を占める必要があるとして、自主財源確保の原則が打ち出され、さらに、国と地方政府との間で権限が移譲される場合、当該権限の行使のために充てられていた財源に相当する財源が地方政府に付与されるうえ、地方政府の歳出増となる権限の創出・拡大では、その遂行に必要な財源が法律によって措置されるとして、権限移譲や権限の拡大は財源措置とセットであることが明文で規定された、の3点が挙げられる。

一方、イギリスでは、ブレア政権が、97年の発足直後から地方分権を強力に推進した。スコットランドとウェールズでの取り組みと、イングランド内部の動きに分けてみると、次の通りである[自治体国際化協会2000a][自治体国際化協会2000b]。

まずスコットランドについてみると、98年11月に国会でスコットランド議会法が成立し、99年5月には同議会が発足する一方、首相が選出され、同年7月以降、国からスコットランド議会および自治政府に対して権限移譲が開始された。すなわち、外交や防衛、マクロ経済政策など、国が留保する権限は議会法に限定列挙され、それ以外の権限、例えば、地域の経済開発や産業・投資の振興、交通・物流政策や土地利用計画の策定、学校教育や保健医療サービスなどの権限が移譲された。財源については、従来、スコットランド省が国から受け

ていた包括補助金制度がそのまま維持されたうえ、上下 3%の範囲内で所得税率を独自に変更出来、増減税がそのまま歳入に反映される域内税率変更権が認められた。なお、ウェールズの地方分権も、スコットランドとほぼ同様の枠組みおよびスケジュールで推進された。

次にイングランド内部の地方分権についてみると、ロンドンとそれ以外に分けられる。すなわち、ロンドンでは、わが国の東京都に相当するグレーター・ロンドン・カウンシルが 86 年に廃止された後、その行政事務を長らく国と区役所が受け持ってきたが、2000 年 7 月にグレーター・ロンドン・オーソリティーが創設された。その目的は、国や区役所の単なる受け皿ではなく、土地利用や交通、産業誘致や教育センターの配置など、エリア全体に及ぶ総合的かつ戦略的な都市計画を策定し、強力な推進体制を構築することによって、ロンドン圏全体として力強い経済発展を実現していくことにある。同様な観点から、99 年 4 月、ロンドン圏以外のイングランド 8 地域について、地域開発公社 (Regional Development Agency) が国の特殊法人として発足した。同公社は、住民投票を前提に地域議会に脱皮する道が開かれており、地域議会が設立されると、同公社はその経済問題担当部局と位置付けられる。ちなみに、ロンドン圏では地域開発公社は 2000 年 4 月に設立されており、同年 7 月のグレーター・ロンドン・オーソリティーの発足に伴い、その経済問題担当部局に編入された。

### (3)安心できる国民生活

西欧主要各国の年金改革は、80 年代にイギリスで始まり、90 年代に入り、欧州全域に拡大した。そうした動きを整理してみると、公的制度の主体を所得比例年金とする一方、国庫負担の主対象を低所得者層に限定したり、公的年金制度を補完、さらに代替する制度として私的年金制度の普及を積極的に後押しすることによって、公的年金制度に対する財政負担の軽減、すなわち、年金分野での政府の役割の縮減が図られてきたといえよう。先行したイギリスおよび、近年、年金改革の成功例として有名なスウェーデンについてみると、次の通りである。

まずイギリスでは、基礎年金と所得比例年金の 2 階建て制度となっているなか、88 年の改革で、国家所得比例年金 (State Earnings - Related Pension Scheme) の給付率が引き下げられた、すなわち、給付額算出のフォーミュラが、保険料拠出の対象となった収入の上位 20 年分の平均  $\times 25\%$  から、保険料拠出の対象となった収入の全期間の平均  $\times 20\%$  に変更された。さらに、国家所得比例年金の代替制度として認められる企業年金の対象が給付建てに加え、拠出建て、あるいは個人年金にも拡大された。次いで 99 年には、国家所得比例年金の代替制度に、確定拠出型の個人年金であるステークホルダー年金が加えられ、公

的年金から私的年金へのシフトが一段と推進された。その結果、所得比例の 2 階部分について公的年金の役割が次第に縮減されてきたという状況下、2002 年 4 月以降、国家所得比例年金制度が国家第二年金（State Second Pension）に切り替えられた。この制度改革によって、従来の国家所得比例年金制度のうち、年収 9,500 ポンド未満の低所得者層などについて、9,500 ポンドの 40%、すなわち、3,800 ポンドの定額給付が認められることとなった。

次にスウェーデンの年金改革についてみると、91 年に改革プロジェクトが発足し、99 年に制度改革が行われた。同国の年金改革は、賦課方式を維持しながら給付建てから掛金建てへの転換に成功した点で有名であると同時に、年金分野での政府の役割縮減を実現した点でも典型的な改革であったといえよう。すなわち、旧制度で、全国民を対象に最低生活を保障する定額給付の基礎年金が税方式で運営されてきたのに対して、新制度では、基礎年金が廃止される一方、所得比例年金が原則とされ、低所得者層に限定して最低生活水準を保証する制度として保証年金が創設された。さらに、深刻な経済低迷や出生率低下などによって年金収支が悪化した場合、国会の議決を経ることなく、その逼迫度に応じて給付の切り下げが出来る自動財政均衡メカニズムが盛り込まれ、不測の財政負担発生が回避されている。加えて、同国の年金改革では、雇用増加に向けて企業負担を軽減した点も特筆されよう。すなわち、企業が負担する保険料率は、すでに 95 年から段階的に切り下げが開始されており、旧制度の 18.86%から新制度では最終的に 8%まで引き下げられる計画となっている。

### 3. 西欧主要各国にみる構造改革断行の要因

（イ）前章を総括すれば、西欧各国では、80 年代以降、公的セクター、とりわけ、中央政府の役割を縮減する取り組みが拡大してきた。その要因をみると、イギリスにおける民営化の成功には、82 年のフォークランド紛争に勝利した結果、83 年の総選挙でサッチャー政権が世論の強固な支持を獲得し、それが改革の強力な推進力となった。フランスの地方分権改革では、ジスカールデスタン大統領（当時）と社会党のミッテラン候補とで争われた 81 年大統領選挙のなかで、中央政府のリーダーシップと地方の自主性のいずれを重視するかがひとつの重要な争点となり、当選したミッテラン新大統領は公約実現に努力したなど、様々な事情を指摘することが可能である。しかし、西欧各国の構造改革断行の根底には、深刻な経済停滞の問題があった。英仏両国を中心にその推移を整理すると次の通りである。

（ロ）第 2 次大戦後、英仏両国とも高い生産性上昇による経済成長と所得の増加を享受し、総じて失業率はイギリスが 2%台前半、フランスは 2%台半ばで推

移してきた。しかし、70年代半ば、英仏両国とも物価が上昇する一方、生産性の上昇が止まって実質所得が減少するスタグフレーションに見舞われた。失業率は年を追って上昇し、70年代末にはイギリスが4.6%、フランスも5.9%と、いずれも5%前後の水準に上昇した。

そうしたなか、まずイギリスで構造改革が始まった。サッチャー政権が79年に発足し、民営化や行政改革、さらに年金改革が相次いで断行された。改革路線はメジャー政権に引き継がれ、さらに労働党のブレア政権では、構造改革が地方分権に拡大され、一段と広範囲で推進されている。

一方、フランスでは、地方分権から構造改革が始動した。その要因として、都市と地方の格差問題、すなわち、パリ周辺部の首都圏に比べて地方圏での経済停滞が深刻化するなか、地方経済の再生には、地方分権を断行することで中央集権システムを見直し、パリー極集中を是正することが不可欠であるとの認識が浸透・拡大したことが指摘される。次いで、86年以降、米英の改革を踏まえて民営化が始動した。90年代に入って民営化が一段と進展した背景には、企業に対する国家の支援が禁止されるなど、EUの競争政策が作用した面もあるものの、フランス国内でも、現ラファラン政権を筆頭に、サプライ・サイドを強化し、フランス経済の競争力を再生・強化するには、EUの政策を積極的に活用し、構造改革を強力に推進する必要があるという認識が醸成されていたという事情が指摘されよう。

そうした英仏両国に対して、90年までのスウェーデンは対照的であった。すなわち、80年代を通じて実質2%強の成長が続くなか、80年代後半には、失業率が一段と低下して2%を割り込む一方、一人当たり賃金は年平均8%強のペースで増加するなど、好調な経済成長が実現され、改革の必要性は希薄であった。しかし、90年の金融危機を契機に、同国経済は深刻な低迷に陥った。91年から3年間マイナス成長となるなか、失業率は90年の1.8%から93年には9.5%へ急速に悪化し、就業者数は90年をピークに減少し始め、93年には90年対比11.6%減少した。そうしたなか、91年以降、行財政改革や地方分権、年金改革など、様々な構造改革が一挙に始動した。とりわけ、高福祉高負担の同国では、企業の公的負担が重く、それが、資本の海外流出や国内雇用の抑制など、経済再生の阻害要因になるとの認識から、保険料率のみならず、税制面でも企業負担の軽減が図られ、法人税率は従来の57%から30%と独仏を下回り、イギリスに並ぶ水準まで引き下げられた。

(ハ) 以上の推移を整理すると、まず、70年代半ば以降、西欧各国が陥った深刻な経済停滞の要因として、一般に、74年の第1次石油危機や79年の第2次石油危機が指摘されることが少なくない。しかし、そうした一時的ショックが

終息した後も、英仏両国をはじめ各国で経済停滞が続いた経緯を踏まえてみると、まず 70 年代から 80 年代では、日独経済が飛躍的成長を遂げるなか、アメリカ経済を含め、製品開発競争からの脱落や産業空洞化問題が顕在化したという側面を看過することは出来ない。さらに 90 年代に入ると、冷戦終了によって中国や東欧諸国が価格競争力を武器に国際市場に参入した結果、低成長を余儀なくされたという情勢変化が指摘されよう。

こうした点を踏まえてみると、西欧各国で行われてきた民営化や行政改革、地方分権など、一連の構造改革は、民間活力の発揚を通じて競争力の回復・強化を目指す取り組みであったと位置付けられよう。すなわち、80 年代から 90 年代、さらに 21 世紀へ、次第に激化する国際競争のなかで、大きな政府から小さな政府への転換によって公的負担を減らし、公的セクターの分野縮減や規制撤廃によって民間セクターの活躍の場を広げ、地方への権限移譲によって地域の独自性を引き出し、こうした様々な経路を通じて競争力の回復・強化を図る国家戦略が 20 年余りにわたって推進されてきた。

#### 4. 今後の課題

翻ってわが国をみると、91 年以降、経済が低迷し、いわゆる失われた 10 年に陥ったといわれるものの、少なくとも 97 年度までについてみれば、失業率は 3% 前後にとどまる一方、93 年度の 1 年間を除けば、一貫してプラス成長が持続した。西欧各国の経緯をそのまま当てはめてみれば、少なくとも 90 年代まで、わが国が敢えて構造改革に踏み切る必要性は小さかったといえよう。

しかし、2001 年以降、わが国でも失業率が、英仏が改革に踏み切った 5% 水準に達するなか、小泉政権が発足し構造改革が始まった。マクロ的にみればこのところ最悪期を脱する兆しが広がっているものの、価格競争をはじめ、内外の企業間競争は一段と厳しく、現時点でも失業率は 5% 前後の水準で高止まりしている。

さらに今後を展望しても、わが国経済を巡る内外の環境変化は一層その速度を増していこう。すなわち、まず、中国や東欧経済は高水準の直接投資流入を原動力にハイペースの経済成長を当面続けよう。その結果、汎用品のみならず、高付加価値の製品・サービスについても、中国や東欧諸国の供給力が着実に拡大し、企業間競争はますます激化する公算が大きい。そうした情勢下、国内資本の流出を食い止め、海外資本の流入を促進するために、租税や社会保障など、公的負担の軽減や規制緩和を目指す各国政府の取り組みは、先進国と途上国とを問わず、一層拡大し、国際的な制度間競争が厳しさを増すと見込まれる。加えて、わが国は、他国に例を見ないスピードで少子高齢化が今後中期的に進むなか、改革に残された時間的猶予は短い。

こうした現状を踏まえてみると、今後、わが国経済が活力を取り戻し、力強い復活を実現するために徹底した構造改革の断行は焦眉の急である。改革を先送りしたり、不十分な改革にエネルギーを費消する余裕は残されていないし、不毛な議論を行う時日もない。各国の経験や知恵を総動員してコストの極小化と期間の短縮を図りながら、他の先進各国に例を見ない旧財政投融资制度のさらなる抜本的見直しも含め、様々な分野にわたる構造改革を実現しなくてはならない。そうした厳しい条件をクリアーし、構造改革を成功させるために、まずもって必要なポイントを整理すると、次の3点である。

第1は改革の目的と必要性、さらに時間的制約を再確認することである。これによって、現在、散見される不毛な議論に終止符を打ち、改革推進に総力を集中させることが出来る。とりわけ、このところ、わが国経済にも明るさが芽生えてきたなか、痛みを先送りしようとする動きを阻止し、経済成長を改革推進力の強化に結び付けていくためには、この点を、全国民を通じた共通認識として改めて確認しておくことが大前提となる。

第2は優先順位を設定し、ロールモデルを提示することである。必要性や時間的制約が明確に認識されても、改革の痛みが大きかったり取り組みが失敗しては、推進力が失われる懸念が大きく、逆に、構造改革のメリットを享受する人々を拡げていくことが改革成功の鍵となる。そのためには、推進力の分散を避け、優先順位を決めて課題を着実に解決し、改革を一つひとつ成就させていくことがポイントである。加えて、改革成功の具体的成果を開示し、改革への支持をより強固なものとすることも重要であろう。そうした観点からみると、特区プロジェクトを中心とする改革成功例について、ディスクロージャーの一段の強化は早急に推進されるべきである。

第3は具体的な推進プランの策定である。すなわち、個別の改革対象とマイルストーン、さらに改革手法や財源、推進主体を明確化すると同時に、改革のメリットや効果を具体的に示すことである。それによって、改革に対する国民各層の意識や理解がますます深まる一方、改革の推進期間および事後段階でのチェックが可能となり、そこから得られた知恵やノウハウがそれ以外のプロジェクトにも活用・応用されることで、改革推進力の強化が実現されよう。

マニフェストは、わが国の民主主義政治を進化させ、さらに現下の構造改革を成功に導く強力なツールである。もっとも、それが真価を発揮するには、少なくとも上記3点がマニフェストに盛り込まれる必要がある。こうした観点からみると、わが国では漸くマニフェストの効果が認識され、マニフェストを軸とした政治スタイル実現への取り組みが緒に就いた段階である。構造改革成功のためにも、一段のマニフェスト政治の進展が切望される。

以 上

【参考文献・資料】

- [総務省]：総務省、郵政事業の公社化に関する研究会第1回資料「海外主要国の郵便貯金及び貯蓄銀行の個人預貯金に占めるシェア」(2001年8月)
- [大山・成毛]：日本銀行、海外事務所ワーキングペーパー「近年におけるフランスの公的金融機関の民営化について」(2002年9月)
- [自治体国際化協会 2002]：自治体国際化協会、「フランスの地方自治」(2002年1月)
- [自治体国際化協会 2003]：自治体国際化協会、「フランスの新たな地方分権その1」(2003年11月)
- [財務省]：財務省財務総合政策研究所、「主要国の地方税財政制度の概要」(2001年6月)
- [自治体国際化協会 2000a]：自治体国際化協会、「ロンドンの新しい広域自治体」(2000年3月)
- [自治体国際化協会 2000b]：自治体国際化協会、「英国の地方分権」(2000年7月)

【別紙】政府・与党による政権公約の達成状況の評価

経済政策、行財政改革、社会保障改革を中心に政府・与党の政権公約について、政府の現状認識と評価を整理すると、次の通り。

1. 経済政策

| 項 目   | 政府の現状認識など                                                                                                                    | 評 価                                                                                                                                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| デフレ対策 | デフレは、安価な輸入品の増加等の供給要因、内需の弱さ等の需要要因、マネーサプライの鈍化など金融要因が複合的に作用して生じている。<br><br>構造改革を進めることで2004年度までの集中調整期間を経て、デフレ脱却は可能と見ている。         | このまま順調に景気回復が続けば、2005年度中のデフレ脱却の展望が開ける可能性。ただし、これは政府による構造改革の成果というよりも、中国が成長加速でデフレ要因からインフレ要因に転じた影響が大。外部要因に頼らず、自力でデフレ脱却を確かなものにするには、産業の高付加価値化を支える様々な環境整備や、消費の安定的な拡大につながる社会保障改革全般に一段と注力する必要。 |
| 雇用対策  | 小泉政権発足以来、サービス分野で既に200万人の雇用を創出。<br>サービス産業での雇用創出を目指した「530万人雇用創出プログラム」、厳しい状況にある若年無業への対応策としての「若者自立・挑戦プラン」の着実な実施により、今後一層の雇用創出を図る。 | 200万人の雇用増加は改革や政策効果の結果か否かは疑問。「530万人雇用創出プログラム」の策定は評価できるものの、政策推進のスケジュールや財政措置などを明記した「工程表」を作成すべき。「若者自立・挑戦プラン」も、若年雇用問題を取り上げた点で評価されるが、問題の重要性を踏まえると、強力な推進体制の構築と政策評価の実施など、実効性を上げる施策の実施が急務。    |
| 起業促進  | 2003年2月から「中小企業挑戦支援法」が施行され、事業を営んでいない個人が経済産業大臣の確認を受けた場合、最低資本金の規制を受けずに会社設立が可能に。そうした成果もあり、情報通信関連、医療関連で事業所が増加。                    | 中小企業挑戦支援法自体は評価できるものの、全体としてみれば起業が目に見えて増えているとは言いがたく、エンジェル税制や規制改革の推進等、総合的な起業環境を引き続き整備していく必要。                                                                                            |

2. 規制改革・特区

| 項 目    | 政府の現状認識など                                                                                                                                                      | 評 価                                                                                                                                                  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規制改革   | 規制改革は着実に進展。これまでの政府の重点的な取り組みの結果、経済活動に直接関係の深い分野（たとえば金利、運賃、手数料等）についての規制改革は、すでに大きな効果が出ている。これに加え、生活関連サービス分野（医療・福祉・労働・教育など）を中心に経済活性化につながる規制改革を積極的に推進している。            | 目下の焦点となっている社会的規制（医療・教育・農業分野）については、コンビニでの医薬品販売など、一部の項目が制約付きで緩和されたにとどまる。<br>総合規制改革会議の答申などを踏まえると、現状の進捗状況はその内容、スピードの両面において不十分。                           |
| 構造改革特区 | 教育、農業、医療への株式会社の参入など、これまで困難とされてきた分野も含め規制改革を実現。<br>今後については、民間事業者等に対する「特区制度」のさらなる周知、特区における規制の特例措置を活用した事業の状況の調査、特区における規制の特例措置の全国展開、が課題。                            | 324件の特区が認定され、地域の主体的な取り組みが進んでいること自体は一定の評価。しかしながら、「特区提案」の形で要望されたものの多くが、特区法に反映されておらず、また、反映される場合でもスピードが遅い。さらに、特区構想が認められたケースで、細かな報告が要請されるなど、制約が大きいなどの問題も。 |
| 競争政策   | 公正取引委員会としては、違法行為に対する摘発能力の向上を目的として、課徴金の引き上げ、捜査能力の付与、などを盛り込んだ独禁法改正を推進。<br>なお、経済財政諮問会議の民間議員をはじめ、一部には刑事罰と行政罰の「二重処罰」の問題などを踏まえ、公取案に反対する意見もあり、政府としての意見集約は進展していないのが現状。 | 違法行為の抑制という目的自体は妥当。しかし、現時点では主に課徴金の引き上げの是非や、引き上げる場合の水準など、「各論」の議論に集中。現段階で求められるのは、規制改革の推進など、構造改革全体の推進状況や方向性を踏まえ、より広い視座から競争政策を位置付け、推進体制の強化を図ること。          |

### 3. 金融改革

| 項 目                                                    | 政府の現状認識など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 評 価                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.不良債権問題の早期解決<br>(1)金融再生プログラムを着実に実施し、2004 年度末に不良債権比率半減 | 正常化は順調に進捗。主要行の不良債権比率は平成 14 年 9 月末の 8.1% (23.9 兆円) から、平成 15 年 3 月末に 7.2% (20.2 兆円)、同年 9 月末に 6.5% (17.5 兆円) まで低下。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 不良債権比率の低下は期待以上に順調に推移。その主因はオフバランス化の進捗であるものの、景気回復により要管理債権の新規発生に歯止めがかかったことも寄与。                                                                                                                    |
| (2)金融機関経営の健全化推進                                        | 不良債権処理円滑化税制については、金融庁が税制面で要望するも、政府税調は「平成 16 年の税制改正に関する中間報告」において、以下の基本的な考え方に沿って具体化すべしとする慎重な姿勢。すなわち、無税償却基準については、すべての企業を対象に、税務会計の基本を維持しつつ、企業会計の取扱いとの差異が小さくなるよう必要な見直しを行うべき。その際、不良債権処理の実態を踏まえ、無税償却基準の見直しが金融機関に与える影響を見極め、具体化を図る必要。<br>金融機関に対する 16 年間分の繰戻還付は、実質的に金融機関への公的資金の供与。その政策目的が金融機関の自己資本充実にあるのであれば、公的資金の投入の是非やその条件について正面から議論して結論を出すべき。金融機関に限って年間の法人税収にも匹敵するような巨額の還付を行うことは、課税の公平性を著しく欠くものであり、到底とれない。一方、繰戻還付の凍結解除は、多くの金融機関にとり何ら効果がない。<br>欠損金の繰越控除については、金融機関に限った特例措置を認めることには課税の公平性の問題がある。また、一般的な欠損金の繰越期間の延長が産業構造の改革や不良債権処理の加速という政策課題に真に有効な措置となるかどうか、慎重に検討すべき。いずれにしても、繰越期間は帳簿保存期間及び除斥期間と整合性がとれた制度とする必要。 | 税制に関しては、税の公平性を重視しているため、金融機関の不良債権処理促進税制は見送られている。<br>税の公平性の立場だけから検討するのではなく、不良債権処理に税制措置を講じることがその政策目的に照らして妥当かどうかという観点から検討すべきである。                                                                   |
|                                                        | 公的資金注入については、平成 15 年 7 月に金融審議会金融分科会第二部会において、現行制度で認められている、信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがある場合（預金保険法 102 条）以外に、収益力改善等に向けた経営改革を行い、健全な金融機能を発揮し得る金融機関を対象として、その自己資本を厚くし得るよう、公的にサポートする仕組みを導入する案が提言（賛否両論併記）されている。<br>平成 16 年 2 月、通常国会に内閣より「金融機能の強化のための特別措置に関する法律案」を提出。現在、衆議院通過、参議院にて審議中。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 現行法では、経営難に陥った銀行の申請を受けて政府が金融危機の恐れがあると判断した場合に公的資金を注入できる。注入の対象となる銀行として、自己資本比率が最低基準を下回る場合や、債務超過状態の場合を想定<br><br>今回の新制度は、自己資本比率規制を達成していても自力で経営を改善できない銀行に対し、予防的に資本注入できるようにするもの。金融システム不安を払拭する効果が期待できる。 |
| (3)地域金融の強化                                             | 平成 15 年 3 月、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を策定し、平成 15～16 年度の「集中改善期間」における中小企業金融の再生と地域経済の活性化に向けた取組みを行う。<br>金融庁は昨年 8 月末までに各中小・地域金融機関が策定した機能強化計画の提出を受け、その概要を昨年 10 月に公表（そのポイントは注 1 の通り）。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | リレーションシップバンキング・アクションプログラムの実際の効果についてはまだ検証できる段階ではないが、各地域銀行で業務の見直しが行われ、中小企業金融の再生と地域経済の活性化に向けた取組みが実施されるようになったことは評価できる。今後は、プログラムの実施状況を定期的に事後評価するとともに、その効果についても検証していく必要がある                           |

3. 金融改革（続）

| 項 目                              | 政府の現状認識など                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 評 価                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （４）企業・産業再生への<br>取組み強化<br>・産業再生機構 | 産業再生機構が支援を決定した企業(12社)。<br>2003/09/30 ダイア建設株式会社<br>2003/10/31 株式会社うすい百貨店<br>2003/10/31 株式会社明成商会<br>2003/11/27 九州産業交通株式会社<br>2003/12/01 株式会社マツヤデンキ<br>2003/12/10 株式会社津松菱<br>2003/12/10 三井鉱山株式会社<br>2003/12/01 八神商事株式会社<br>2004/02/13 富士油業株式会社<br>2004/02/27 株式会社大阪マルビル<br>2004/03/30 カネボウ株式会社<br>2004/03/30 株式会社金門製作所 | カネボウ以外は小規模な案件が多く、産業再生ではなく、単なる企業再生、事業再生にとどまっている。<br>債権の買い取り期間が平成 16 年度で終了することから、今後の案件増加にも多くを期待できない。                                                                                         |
| ・中小企業再生支援協議会<br>等の積極的活用          | 中小企業再生支援協議会<br>（活動の概況は注 2 の通り）                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 中小企業再生協議会は、産業再生機構とは対照的に全国各地で活用。しかし、中小企業再生協議会には債権買取業務などの企業財務を直接改善する機能がないため、単独で遂行できることは限定的。もっとも、逆に企業再生の中立的、中心的な調整役となることで十分機能している面も。                                                          |
|                                  | 改正産業活力再生特別措置法<br>平成 11 年 10 月に「産業再生法」施行、平成 15 年 3 月までに 130 件認定。平成 15 年 4 月に法改正、従来の「事業再構築計画」に加え、「共同事業再編計画」、「経営資源再活用計画」、「事業革新設備導入計画」を導入し、商法上の手続きに係る特例及び課税に係る特例等の支援措置を充実。改正後、平成 16 年 4 月までの認定計画は 77 件（事業再構築計画 56 件、経営資源再活用計画 15 件、共同事業再編計画 5 件、事業革新設備導入計画 1 件）。                                                        | 平成 15 年に産業再生法が改正。適用範囲が拡大されたことで、利用・認定のベースが増加。                                                                                                                                               |
| 2. 中小企業再生の支援<br>（１）個人保証からの脱却     | 法制審議会・保証制度部会で平成 16 年 2 月から包括根保証の見直しを開始。平成 16 年秋の臨時国会において、民法改正案が特別立法案を提出の予定。早ければ平成 17 年から包括根保証の慣行は法律上明文で排除。<br>経営破綻時における経営者の「自由財産」の拡大のための法改正。今通常国会に法案提出。現在衆院で審議中。改正後には自由財産は 66 万円から 99 万円と拡大される見通し。<br>中小企業金融公庫は、16 年 4 月 1 日から、経営者が信頼でき、中小公庫が適切と認める財務制限条項を含む特約を締結した場合、個人保証免除の特例融資制度を開始。                             | 企業融資における個人保証徴求の慣行は先進資本主義諸国のなかでは特異。わが国の個人の起業リスクを大きくする原因となっている。<br>包括根保証を制度的に廃止することによって、より進化した金融手法、商品の開発の促進、起業リスク低下による開業率の上昇などの効果が期待できる。<br>実際、法制度導入に先立って、民間金融機関では個人保証を必要としない融資商品の提供が始まっている。 |
| （２）新たな中小企業金融<br>システムの確立          | 平成 14 年 12 月の経済財政諮問会議結論においては、政策金融手法の革新をできるだけ速やかに進めていくとされた。<br>産業金融機能強化関係閣僚等によりとりまとめられた「経済活性化のための産業金融機能強化策」（平成 15 年 12 月）では、証券化等の金融手法の多様化に向けた取組を加速することが指摘された。<br>平成 16 年 1 月 19 日付閣議決定された「構造改革と経済財政の中期展望 - 2003 年度改定について」においても、「不動産によらない在庫担保等を活用した担保制度を実現する」旨の方針が示される等、動産担保の推進が謳われた。                                 |                                                                                                                                                                                            |

### 3. 金融改革（続）

| 項 目                     | 政府の現状認識など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 評 価                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2) 新たな中小企業金融システムの確立（続） | <p>これを受けて、動産担保の公示制度の立法化が法制審議会動産・債権担保法制部会を通じて進められており、平成 16 年 2 月に法務省から「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案」が公表された。</p> <p>中小企業金融公庫は、民間金融機関等が抱える中小企業向け融資のリスクを投資家に移転することを支援する「証券化支援業務」を開始。これにより、民間金融機関等は自らリスクを抱えず、中小企業向けの無担保融資を拡大していくことが可能となる。</p> <p>日銀は、2005 年度末までの時限措置として、残高 1 兆円を目処に資産担保証券を買い入れる。買い入れ対象は、資金回収にリスク（危険）があるとされる投機的格付けの「ダブル B」格の証券までとされた。</p> | <p>動産担保公示制度の必要性は夙に指摘されていたながら、従来立法化の動きはほとんどなかった。今回の政権公約でようやく本格的な立法作業への取組みが始まったが、まだ審議会の中間試案段階。</p> <p>売掛債権担保証券を発行するには、規模が小さい中堅・中小企業の売掛債権をまとめる必要。個々の企業の同意を取り付け、信用力を確認していく作業が不可欠なため、事務コストが割高に。日銀の買切対象は、公募発行に限られるなど制約が多い。</p> |

(注 1) 機能強化計画の概要は以下の通り。

- (1) 創業・新事業支援機能等の強化
  - (a) 融資審査態勢の強化
    - 専門部署の設置・強化等（約 6 割の銀行）
    - 審査に関する組織内の情報共有化促進や業種別審査体制の構築・増強に係る取組み
    - 業界団体等が実施する外部研修への参加・派遣、内部研修、通信教育等による人材育成の取組み（半数超）
  - (b) 技術開発や新事業展開の支援
    - ・「産業クラスターサポート金融会議」への参加（全銀行と半数以上の信用金庫）
    - 産学官ネットワークとの情報交換・関係強化（5 割超の銀行）
    - 政府系金融機関との協調融資（15 年上期実績(以下同じ)：91 件、76 億円）
    - 創業支援融資商品による融資（762 件、87 億円）
    - ベンチャー企業の育成支援に係る政府系金融機関との情報交換（約 4 割の金融機関）
    - 企業育成ファンドの組成・出資（17 件、12 億円）
- (2) 取引先企業の経営相談・支援機能の強化
  - ビジネスマッチングの情報提供の仕組みを導入・強化（約 7 割の銀行、成約件数 2,856 件）
  - 業界団体等が実施する外部研修への職員の参加・派遣を通じた経営相談・支援機能の強化（6 割超）
  - 要注意先債権等の健全債権化等に向け新たに担当部署の設置・増強（8 割超の銀行、約 6 割の信用金庫）
  - コンサルティング会社等の外部専門機関との連携強化（銀行の約 6 割）
  - 支援先企業への人材派遣（約半数）
- (3) 早期事業再生に向けた取組み
  - 金融機関全体において先進的手法の活用に対する積極的な動き。
  - デット・エクイティ・スワップ（12 件、117 億円）
  - D I P ファイナンス（66 件、190 億円）
  - 企業再生ファンドの組成・出資（12 件、51 億円）
  - 外部研修への参加・派遣を通じた企業再生支援に関する人材（ターンアラウンド・スペシャリスト）の育成（約 7 割の銀行と信用金庫）
  - R C C の信託機能、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用などの取組み。

(注 2) 中小企業再生支援協議会の活動状況の概況は以下の通り。

#### 1. 対応状況について

- (1) 相談取り扱い企業 3,395 社
  - イ) 約半分の企業は、経営改善や資金繰りの改善についてのアドバイスを受ける、或いは適切な関係機関への紹介を受ける、更には、協議会が金融機関との調整を行い新規運転資金が確保される等により、相談段階で当該企業の課題が解決。
  - ロ) 約 1 割強の企業は、相談企業の希望により相談中止になっている、或いは、再生の可能性が極めて低く協議会の支援が困難なので地元弁護士会への紹介等を行っている。
  - ハ) 約 2 割の企業は、現在相談継続中。
  - ニ) 再生計画策定を開始した企業は 301 社。
- (2) このうち、再生計画策定完了企業 101 社
  - イ) 雇用確保効果 9,399 名。

- ロ)業種別では、製造業が最も多く、次いで卸売・小売業、飲食・宿泊業。この3業種で全体の8割強を占めるが、多様な分布。
- ハ)規模別には、従業員2名の零細企業から1,770名の中堅企業まで、広がりがあるが、全体の8割以上は、従業員21名以上の比較的規模が大きい中小企業。
- 二)債務者区分別では、要管理先以下が全体の約6割を占めており、いわゆる不良債権として位置付けられている企業の再生が主体となっている。

## 2. 完了案件の特徴

### (1) 事業面での再生

- イ)製品別・取引先別等管理会計の手法導入による選択と集中(47社)
- ロ)現場に入って具体的な収益向上策の提示。人件費削減については、雇用確保に最大限の配慮(人員削減:14社、新規雇用:4社)
- ハ)事業再生の多様な出口
- ・採算部門の営業譲渡による事業存続:2社
  - ・株式譲渡によるM&A:2社、会社分割:1社
  - ・合併・会社分割・営業譲渡・特別清算の複数手法活用:1社

### (2) 財務面での再生

- イ)政策支援措置が有効に機能
- ・中小企業金融公庫や商工組合中央金庫による企業再建の特別融資が、民間金融機関の融資を補完(34社)
  - ・信用保証協会の資金繰り円滑化借換保証制度の活用(11社)
  - ・協議会向けの都道府県による融資・保証制度の活用(9社)
- ロ)金融機関からの持ち込み案件が増加
- ・協議会の複数金融機関や経営者との調整機能や事業再生における具体策の提案機能が高い評価。
  - ・金融機関からの持ち込みは、全体の約6割(64社)を占め、増加傾向。信金・信組からの持ち込みが増加しており、地域金融機関との連携の広がりが見られる。
- ハ)新たな金融手法の活用
- ・DDS(デット・デット・スワップ)活用による再生第一号案件を実施。
- 二)債務免除の実施
- ・RCCや債権回収会社の債権を地域金融機関や政府系金融機関が引き受ける際に、RCCや債権回収会社が一部債務免除を実施(9社)
  - ・事業存続のため採算部門を営業譲渡し、不採算部門を清算する際、地域金融機関等が債務免除を実施(2社)

## 4. 財政健全化

| 項 目                      | 政府の現状認識など                                                                                                             | 評 価                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2010 年代初頭のプライマリー・バランスの回復 | こどもや孫の世代に負担を先送りせず、将来の大増税への不安をなくすため、2010 年代初頭にプライマリー・バランスの黒字化を実現。平成 16 年度予算の編成に当たっては、一般歳出を実質的に前年度の水準以下に抑制。財政の基礎的収支は改善。 | 2004 年度の国と地方のプライマリー・バランス(基礎的収支)赤字は、▲25.5 兆円(名目 GDP 比 5.1%)と前年度(▲26.9 兆円、同 5.4%)対比、わずかながら改善の見込みで、この点は評価できる。ただし、2010 年初頭までにプライマリー・バランスを黒字化との目標は、次の要因を踏まえると達成が困難。深刻な税収低迷。社会保障関係費の増勢持続。不徹底な三位一体改革。 |
| 特別会計、特定財源制度の抜本的見直し       | 非効率な特別会計や特別財源制度について、事業のあり方や経営形態の論議と合わせ、聖域なく抜本的な見直しを推進。                                                                | 財政制度等審議会ですべての特別会計を対象に、総ざらいの検討。見直しの基本的考え方と 50 項目を上回る具体的方策が提言され、この点は評価できる。今後の問題は提言の実施と成果。                                                                                                        |
| 内閣主導、目標重視の予算編成           | 平成 16 年度予算から、複数年度化や政策群など、新たな取り組みが実践。(概況は注記の通り)                                                                        | 2004 年度予算において、予算の重点配分、科学技術、都市型公共事業で一定のメリハリをつけている点、「政策群」、「モデル事業」の導入等の新しい試みは、一定の評価。                                                                                                              |

(注) 新たな取り組みの概要は以下の通り。

複数年度化(モデル事業)

一般会計についても無駄と非効率を省き柔軟に執行できるよう、予算の複数年度化を進め歳出を合理化。このため、2004 年度予算からモデル事業を実施。

事前査定から事後評価へ

すべての予算について政策評価および予算執行調査を拡充、予算編成作業に反映させる仕組みを導入。

予算の重点配分（政策群）

2004 年度から実施する「政策群」など、省庁間の枠を超えて重点化・効率化を実現する予算編成を推進。

決算審査の充実

決算審査の早期実施と審査結果の後年度予算への的確な反映を実施。

スクラップ・アンド・ビルドのルール化

各省が次年度予算において新規事業施策を要求する場合には、スクラップ・アンド・ビルドをルール化。

## 5．三位一体改革

| 項 目                             | 政府の現状認識など                                                                                                                               | 評 価                                                                                                                        |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国庫補助負担金の改革                      | 「改革と展望」の期間中、すなわち 2006 年度までにおおむね 4 兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革。事務事業・国庫補助負担金のあり方を抜本的に見直し。すでに 2004 年度に補助金 1 兆円の廃止・縮減が実施。                             | 地方の自立と活力向上、財政赤字の削減という三位一体改革の目標達成には程遠い。地方の裁量拡大に寄与しない補助金が増減の対象、奨励的補助金や公共事業に対する補助金は全廃をも視野に入れた一段の見直しが不可欠、プライマリーバランス達成に不十分、なため。 |
| 地方交付税の見直し                       | 「改革と展望」の期間中に地方の自立に向け、交付税の財源保障機能全般を見直し、縮小。国の歳出の徹底的な見直しに合わせ、地方財政計画の歳出を徹底的に見直し。交付税総額を抑制し、交付税への依存体質からの脱却を目指す。すでに 2004 年度予算で、地方交付税の 1 兆円減額。  | 2004 年度予算での地方交付税 1 兆円削減は一定の評価。しかし、交付税制度の抜本的な改革が先送り。地方交付税交付金の計算方法や留保財源率などについて抜本的な見直しが急務。団体間の財政力格差調整の問題も方向性が示されていない。         |
| 国から地方へ基幹税を基本に税源を移譲              | 「改革と展望」の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについて、基幹税の充実を基本に税源移譲。なお、個別事業の見直しや精査を行い、8 割を目処に税源を移譲。義務的事業は徹底的な効率化を図ったうえで所要全額を移譲。 | 2004 年度は補助金 1 兆円と交付税 1 兆 2 千億円が削減。しかし、税源移譲は 65 百億円。基幹税の移譲について早急に検討し、実施すべき。                                                 |
| 地方公務員給与や単独事業などの見直しによって、地方財政を健全化 | 地方歳出を精査し、無駄を取り除き、地方財政の健全化を推進。国家公務員や民間給与水準を上回り批判の強い地方公務員給与や単独事業なども見直し。地方交付税について、地域間の税収の偏在を適切に是正する機能は維持しつつ改革を推進。                          | 2004 年度予算編成にあたって、地方財政計画における歳出削減を促し、1 兆円の地方交付税削減を実現した点は一定の評価。しかし、地方交付税制度の抜本的な改革が先送りされている点は問題。                               |

## 6．特殊法人改革

| 項 目                | 政府の現状認識など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 評 価                                                                                                      |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特殊法人等整理合理化計画の着実な実施 | 行政改革大綱が定めた措置はほぼ実施済み。全 163 の特殊法人・認可法人のうち、措置済み 128 法人（廃止 15 法人、民営化等 32 法人、独立行政法人化 36 法人、共済組合 45 法人）。今国会に道路関係 4 公団、年金資金運用基金の改革法案が提出。2003 年度までに独立行政法人化した法人では役員数は法定数で 4 割、常勤役員数で 1/4 削減。役員給与は 1 割程度削減（2002 年 3 月閣議決定）。退職金は 2002 年 3 月以前対比 1/3 の水準に引き下げ（2002 年 3 月、2003 年 12 月閣議決定）。独立行政法人の役職員の給与水準を、国家公務員及び他の独立行政法人と比較可能な形で公表するためのガイドライン策定。 | 措置済み 128 法人のうち、36 法人は独立行政法人化であり、組織形態の変更にとどまる。独立行政法人向け財政支出も含めると 2004 年度の特設法人等向け財政支出は 400 億円の減少に過ぎず。       |
| 道路公団民営化            | 道路関係四公団民営化推進委員会の意見を基本的に尊重、2005 年度から 4 公団を民営化する法案が今通常国会に提出。債務の確実な返済と、真に必要な道路を徹底したコスト削減で早期に建設。                                                                                                                                                                                                                                           | 通行料金の 1 割引き下げは改革の具体的な成果。しかし、40 兆円の現債務に、コスト圧縮を図るとしても最大 7.5 兆円の債務が上乗せ。交通量の維持・増大がない限り、45 年間で債務返済は困難となるリスク大。 |

6．特殊法人改革（続）

| 項 目     | 政府の現状認識など                                                                                                                     | 評 価                                                                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 郵政事業民営化 | 2003 年 4 月に日本郵政公社が発足。さらに、同公社の経営改革の状況を踏まえ、国民的論議を行い、2004 年秋頃までに民営化の結論を得、2007 年 4 月から民営化。2004 年 4 月、経済財政諮問会議が郵政三事業民営化の中間報告素案を公表。 | 財投改革に伴う預託金の郵貯への返済が進展。しかし、大半は財投債に対する引受にシフトしており、実質的に郵貯マネーの還流構造に大きな変化なし。さらに、現在の民営化論議には、郵政改革の主眼である財投改革の視点が欠落。 |

7．社会保障改革

| 項 目      | 政府の現状認識など                                        | 評 価                                                                                  |
|----------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 国民負担率の抑制 | 経済の活力を失わないため、税と社会保険料を合わせた国民負担率を 50％以内に維持すべきとの認識。 | 国民負担率の抑制を図るスタンスは評価。しかし、目標数値の現実性に疑問。政府改革案の保険料率においても 2025 年度における潜在的国民負担率は約 60％との試算（注）。 |

（注）内閣府 ESRI フォーラムにおける跡田直澄慶大教授の提出資料（2003 年 11 月 5 日）。厚生年金保険料率 18.0％の場合の試算。

7 - ．社会保障改革（年金）

| 項 目                                        | 政府の現状認識など                                                                                   | 評 価                                                                                                                               |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険料率上昇の抑制                                  | 少子高齢化の進行に伴う現役世代の過重な負担増は回避すべきとの認識のもと、年金改革法案が今国会に提出し、負担の上限と給付の下限を明記。                          | 給付水準の維持ありきという従来の方針を転換した点は評価。すなわち、厚生年金の保険料率は、改革を行わなかった場合 23.1％まで上昇に対して、今回の改正案では上限 18.30％で抑制。税負担の増加によって、実質的に国民の公的負担は増加。             |
| 世代間の公平（保険料負担と年金給付の関係が世代によって著しく異なる世代間の格差是正） | 現在の世代間の不公平は、是正すべきとの認識。                                                                      | 目標として掲げている点は評価。しかし、今回の改正案では、世代間格差は正効果は限定的。若年世代を中心に、年金制度に対する信頼回復は不透明。                                                              |
| 世代内の公平（とりわけ第 3 号被保険者問題の是正が焦点）              | 現在の世代内の不公平は、是正すべきとの認識。                                                                      | 目標として掲げている点は評価。しかし、具体的施策は先送り。                                                                                                     |
| 基礎年金の国庫負担割合 2 分の 1 へ引き上げ                   | 年金財源に占める保険料の割合を引き下げるため、基礎年金（2001 年度で 14.8 兆円）に対する国庫負担の割合を現行の 3 分の 1 から 2 分の 1 へ引き上げるべきとの認識。 | 財源として「与党税制改正大綱」のなかで消費税に言及した点は従来にない踏み込みとして評価。しかし、国庫負担引き上げの意義・必要性に関する議論が不十分。                                                        |
| 給付水準の確保                                    | 安心できる年金制度とするため、厚生年金のモデル世帯の所得代替率 50％から 50％台半ばを確保（公明党マニフェスト）                                  | 今回の政府案では、制度に対する信頼回復に向け、給付水準の下限が法律に明記。しかし、50％の給付水準はモデル世帯だけ。共働きや単身世帯が増加するなか、説得力は限定的。加えて、経済低迷や少子化深刻化など、前提条件が崩れると、所得代替率が 50％を割り込む懸念大。 |
| 国民年金の空洞化                                   | 政権公約に言及なし。                                                                                  | 政権公約に言及がないこと自体重大問題。                                                                                                               |
| 積立金の運用方法見直し                                | 政権公約に言及なし。                                                                                  | 政権公約に言及がないこと自体重大問題。                                                                                                               |
| 年金制度の抜本改革（一元化問題）                           | 今後、中期的課題として取り組む方向。                                                                          | 少子高齢化の進行に合わせ、負担の抑制を目指した点は評価。しかし、国民年金の空洞化など構造的な問題への対応が不十分。年金制度体系の一元化など、根本的な見直しによって、初めて国民の信頼する制度への転換が実現。                            |

7 - . 社会保障改革（医療）

| 項 目                                       | 政府の現状認識など                                                                                                                                                                                   | 評 価                                                                                                                            |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 給付と負担についての公平性の確保                          | 2002 年度改革で 給付率の 7 割統一、高齢者に係る給付率の見直し、高額療養費に係る自己負担の引き上げ、等を実施。2008 年度までに保険者の再編・統合を進め、医療保険制度の一元化を目指す。                                                                                           | 給付について、給付率の制度間統一は評価。しかし、負担面での公平性確保には、財政調整システムの導入に加え、被用者・自営業者間の所得捕捉格差の是正が大前提。                                                   |
| 患者の選択のための情報提供の推進                          | （財）日本医療機能評価機構による評価結果の公表、広告規制の一段の緩和、等を実施。                                                                                                                                                    | 提供可能な情報はハード中心（設備関係、医師・看護婦等の配置割合等）。医療内容に関する情報は、治療方法、手術件数、平均在院日数等に限定。各医療機関のパフォーマンス（退院後の生存確率や死亡件数等）に関する情報は対象外。                    |
| 質の高い医療を効率的に提供するための医療機関の機能分化・連携の推進と地域医療の確保 | 現在、第四次医療法改正（2001 年）に基づき病床区分が見直し中。今後、「医療計画の見直し等に関する検討会」で、規制緩和の観点から基準病床数の算定式の見直しや既存病床数の補整等が検討。                                                                                                | 医療と介護の連携、診療所と病院の機能分化、等に関する議論を深める必要。とりわけ、医療と介護の連携について、社会的入院問題の解決に向けて早急に取り組む必要。                                                  |
| 医師・歯科医師臨床研修の推進                            | 2004 年 4 月から医師臨床研修制度に関する医療法が改正され、臨床研修が義務化。臨床研修医受け入れ病院に対して入院報酬が新設（2004 年度診療報酬改定）。                                                                                                            | 研修医の教育・生活環境の改善、マッチング方式の採用等、従来の研修システムを、臨床研修推進の観点から見直した点は評価。                                                                     |
| 看護師等医療関係職種の資質の向上                          | 各種研修の実施により、医療従事者の技術の向上と質の向上が相乗的に果たされている。                                                                                                                                                    | 医療過誤が依然発生している現状を踏まえると、技術・質いずれの面も望まれる水準を充足しているとは判断しがたい。                                                                         |
| 医療安全対策の充実                                 | 医療安全対策検討会議の開催、医療安全対策ネットワーク整備事業（ヒヤリ・ハット事例収集等事業）の実施等を通じて、医療機関等の自主的な取り組みを積極的に支援。                                                                                                               | 医療過誤問題の抜本的解決には、医療担当者の自主的な取り組みに加え、業務フローの見直し等、システムティックな改革が不可欠。                                                                   |
| 健康増進対策の充実                                 | 地域保健サービスの基盤整備、各健保による健診・事後指導の実施件数が進んでいることから、これまでの目標はほぼ達成。                                                                                                                                    | 少なくとも、予防医療に対する取り組みについて十分とはいいいがたい。                                                                                              |
| 高齢者医療制度のあり方についての改革を早急に進める                 | 65 歳以上の者を対象とし、前期高齢者（～74 歳）と後期高齢者（75 歳～）のそれぞれの特性に応じた新たな仕組みを 2008 年度までに導入。具体的には、前期高齢者については、国保または被用者保険に加入することとし、制度間の前期高齢者の偏在による医療費負担の不均衡を調整。一方、後期高齢者は、加入者の保険料・国保および被用者保険からの支援・公費により賄う新たな制度に加入。 | 高齢者医療費を抑制するメカニズムが不十分。後期高齢者医療費について、加入者の保険料・各健保からの支援・公費で賄うこととされているが、仮に高齢者医療費の一定割合を事後的に現役世代が支援する場合には、現行の老人保健拠出金と実質的に同じ仕組みとなる可能性大。 |
| 適切かつわかりやすい診療報酬体系等についての改革を早急に進める           | 医療技術、疾病の特性や医療機関等の機能を適切に評価・反映した診療報酬体系への見直しを 2008 年度までに実施。2004 年度改定では、難度手術の評価について、手術件数要件の導入や包括払い対象病院の拡大等を実施。                                                                                  | 診療行為別にどの程度医療資源が費消されているかという統一・客観的なデータが不在。そのため、医療技術の評価に恣意性が介在せざるをえず。                                                             |

7 - . 社会保障改革（少子化対策と子育て支援策）

| 項 目      | 政府の現状認識など                                                                                                                                                                                                       | 評 価                                                                                                                          |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 待機児童ゼロ作戦 | 保育所等において 2002 年度中に 5 万人、2004 年度までに 10 万人、計 15 万人の受入児童数の増大を図るという目標下、受入児童数は 2002 年度に 5 万 1 千人増加、2004 年度までに 10 万人増加の方針。<br>低年齢児受入枠の拡大（1999 年度 56.4 万人→2004 年度 70.4 万人）、延長保育の推進（5,125 ケ所→13,500 ケ所）など、保育サービスの充実が進展。 | 受入枠は増えたものの、社会経済情勢の動向による女性の労働力人口の増加、都市部の再開発による住宅建設により特定の地域において保育需要が急増していること等を背景に、2003 年 10 月の待機児童数は 44,285 人と、前年同月より 971 人増加。 |

7 - . 社会保障改革（少子化対策と子育て支援策）（続）

| 項 目          | 政府の現状認識など                                                                                 | 評 価                                                  |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 待機児童ゼロ作戦（続）  | 2000 年 3 月に保育所の設置について規制緩和。すなわち、市町村と社会福祉法人に限っていた設置主体制限を撤廃したうえ、保育園の最低定員を引き下げ、土地・建物の賃貸方式を容認。 | 規制緩和は行われたものの、一部に株式会社等の新規参入に消極的な自治体も。                 |
| 男女共同で行う子育て支援 | 今通常国会に育児休業法改正案が提出。育児休業取得期間の延長が骨子。                                                         | 看護休暇の義務づけや育児休業の適用対象の拡大は評価。しかし、育児休業取得期間の延長には特段の理由が必要。 |

8 - . I T 政策（全般）

| 項 目                     | 政府の現状認識など                                                                                                                                                             | 評 価                                                                                                                          |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成  | インターネット利用環境の整備（利用可能世帯数、世界最安価水準の月額料金）に関する目標は達成。<br>- 高速アクセス網（DSL）：570 万回線（2001 年 2 月）→3,500 万回線（2003 年 6 月）<br>- 超高速アクセス網（FTTH）：0 回線（2001 年 2 月）→1,680 万回線（2003 年 6 月） | インフラ整備は着実に進展。利用環境（速度・利用料金）も世界的にみて上位ながら、実際の利用・活用は低調。加えて、大都市圏と地方で格差拡大。ITU など、国際機関は他の先進諸国に比べわが国に低い評価。                           |
| 人材の育成と教育・学習の振興          | 全公立学校へのインターネット接続率 100% を達成。                                                                                                                                           | 学校へのハードウェアの導入やインフラの整備は進展。しかし、利用環境の整備は不十分。普通教室のインターネット接続率が 29.2%、教員の指導力強化などの問題。企業サイドでは、高度な技能を有する専門的人材の不足問題が深刻。ニーズに即した人材育成が課題。 |
| 電子商取引等の促進               | 電子商取引に関する法改正などの制度整備が進展。                                                                                                                                               | 電子商取引の導入企業は増加。しかし、実施状況は低調。機密情報の保全体制など、利用拡大に向けた環境整備が急務。                                                                       |
| 行政・公共分野の情報化             | 電子政府・電子自治体推進に向け、法整備や電子入札を実施。さらに、国民と行政間の申請・届出等では 2003 年度までにほぼすべての手続きでオンライン化が実現（2003 年度末で 13,217 件（実施率 96.7%）達成見込み）。                                                    | 電子政府・電子自治体の基盤構築は進展。しかし、書面の電子化が推進されても、手続きには窓口で申請用紙の提出が必要など、使い勝手は必ずしも良くない。                                                     |
| 高度情報通信ネットワークの安全性と信頼性の確保 | 電子政府の緊急対応支援チーム（NIRT）創設とサイバーフォース（警察庁管区警察局などに配備されているサイバーテロ対策の専門部隊）を整備。                                                                                                  | 個人情報保護法の制定、セキュリティ技術の開発など法制面・技術面での対策が推進。しかし、個人情報流出事件は依然として発生。こうした問題を根絶するには、実際に国民と情報のやり取りを行なう地方公共団体でのセキュリティ対策の強化が不可欠。          |

8 - . I T 政策（医療）

| 項 目       | 政府の現状認識など                                                    | 評 価                                                                      |
|-----------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| IT 利活用の促進 | 2005 年度までに保健医療分野での認証基盤を開発・整備。電子カルテのネットワーク転送・外部保存を容認する方向で対応中。 | 「医療情報ネットワーク基盤検討会」での審議の段階にとどまる。                                           |
|           | セキュリティに関するガイドラインを作成中（2005 年度までのできるだけ早期に電子カルテの医療機関間の連携活用に対応）。 | 「標準的電子カルテ推進委員会」での審議の段階にとどまる（2004 年度までに提言を公表する予定）。                        |
|           | 医療機関の機能評価・医療情報のデータベース化等に向けて環境を整備中。                           | 医療機関の機能評価については、（財）医療機能評価機構による評価が実施。しかし、認定を受けた病院数は、2002 年度末時点で 883 にとどまる。 |

8 - . I T 政策 ( 医療 ) ( 続 )

| 項 目             | 政府の現状認識など                                                                                                                                                                       | 評 価                                                                                                                                          |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| IT 利活用の促進 ( 続 ) | 2003 年までに全病院の 2 割以上にオーダリングシステムの導入を目指す。                                                                                                                                          | 2001 年の普及率は 10.5%にとどまる(ちなみに、1998 年は 7.0%)。                                                                                                   |
|                 | 電子カルテの普及促進・高度化を進める ( 2003 年度までに用語・コードを標準化、2004 年度までに二次医療圏の中核的な病院、2006 年度までに 400 床以上の病院および全診療所の 6 割以上に普及を促進 )。                                                                   | 用語・コードの標準化については、10 分野中 5 分野に関する情報提供を開始 (2003 年 10 月 )。もっとも、400 床以上病院の電子カルテ普及率は 7%、構築中 (10%) を合わせても 2 割程度にとどまる (2003 年 1 月 )。                 |
|                 | レセプト電算化の普及促進を進める ( 2004 年度までに全病院レセプトの 5 割以上、2006 年度までに同 7 割以上の普及を実現 )・オンライン請求の開始 (2004 年度から開始、2010 年までに希望医療機関等について 100%対応可能に )。国立病院・特定機能病院等のレセプト電算化経費を措置。オンライン請求の実現に向けた検証事業を実施。 | 政策面からのインセンティブがないため、2002 年 3 月時点の電算化率は、支払基金審査分 1.78%、国保連審査分 1.85%にとどまる (ちなみに、レセプトの約 9 割がオンライン請求されているアメリカや韓国では、支払い期間の短縮化、普及キャンペーン等が政府によって推進 )。 |
|                 | 遠隔医療のシステム整備を支援 (2005 年度までに全都道府県に導入 )。                                                                                                                                           | 医療情報伝送のセキュリティ技術・体制の整備、遠隔医療補助事業、等を実施。                                                                                                         |
|                 | 診療ガイドライン等のデータベース化・インターネット等による情報提供を推進中。2003 年度までに診療ガイドラインおよび最新の医療情報をデータベース化し、インターネット等を利用して情報提供。(                                                                                 | 医師向け診療ガイドラインの作成・改訂、利用促進は、各組織の固有の活動として位置づけ。さらに、患者向けのガイドラインの作成・公開についても、早急に取り組む必要。                                                              |

【『 8 . IT 政策 』に関する補足資料】

1 . 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

ITU( 国際電気通信連合 )“Internet Reports 2003: Birth of Broadband”( 2003 年 9 月 )によれば、伝送速度 100kbps 当たりの月額利用料金は世界で最も安い (1 位・日本 0.09 ドル、2 位・韓国 0.25 ドル )。政府の挙げる成果は「加入可能世帯数」であり、実際の利用世帯数 (2004 年 2 月 )は下記の通り。

- ブロードバンドの普及状況 : 1,449 万世帯 (世帯普及率 : 29.4%)
- うち高速アクセス網 : 1,345 万世帯
- うち超高速アクセス網 : 104 万世帯

このように、ブロードバンドの普及は進んでいるものの、地域間格差が拡大している。

- 2003 年 12 月時点の普及率格差 : 東京 (36.4%) と鹿児島 (8.7%) で 27.7%ポイント

国際的な評価でも、日本は他の先進諸国に比べ、低い評価となっている。

- ITU “Digital Access Index” (2003 年 11 月 )では、日本は 15 位と評価。韓国 (4 位 )、香港 (7 位 )、台湾 (9 位 )より下位 (固定電話普及率、携帯電話普及率、インターネット接続費用、識字率、初等教育の就学率、インターネットの国際回線の容量、ブロードバンド普及率、インターネット利用者の人口比、の 8 項目から評価 )。
- 世界経済フォーラム (WEF) の“Global Information Technology Report 2003-2004” (2003 年 12 月 )によると、日本は総合順位 12 位。前年の 20 位より順位を上げたものの、政策・規制などの環境面で依然として低い評価 (37 位 )。わが国は、政府や企業の「利用状況」指標 (22 位 11 位 )「準備体制」指標 (13 位 11 位 )が改善されているものの、法律や制度、市場などの「環境」指標は前回と同じ 19 位にとどまっている。とくに「政策や規制の環境」で 37 位と低い評価である。「外国資本の参入規制」(85 位 )「国民一人当たり GDP に占めるネット接続料金の比率」(78 位 )「税制の効率性」(81 位 )「行政手続きの負担」(50 位 )「ベンチャーキャピタルの利用可能性」(45 位 )などが IT 競争力の足かせになっているとみられる。

2 . 人材の育成と教育・学習の振興

○教育現場への IT 導入について

日本は、学校のインターネット接続率は 100%を達成したものの、普通教室へのインターネット接続で遅れている。

- 日本 29.2%、アメリカ 92%、韓国 100%

教員の IT を活用した指導力の養成への取り組みも必ずしも十分といえず。

- わが国のコンピュータで指導できる教員の割合は 52.8%。教員向けに情報教育に関する研修が行なわれているものの、国・教育委員会の研修を受講したものの割合は 15.0%で、ほとんどが校内研修 (53.8%)。研修支援に外部 IT 専門家を活用した割合は 36.5%、1 校当たりの平均人数 (述べ人数 )3.6 人で、専門的な能力開発のためには外部の IT 専門家のさらなる活用が求められる。
- アメリカでは教員に対し、カリキュラムでインターネットを活用するための専門的能力の開発訓練がなされている (87%の学校・地区で実施 )。

授業以外でも学校のインターネット設備を使うことができる体制が未整備

- アメリカでは、53%の学校が家に PC を持たない生徒のために、授業外でもインターネット設備を利用できるようにしている。

地域間で格差が発生

- 普通教室のインターネット整備率：東京 5.7%、富山 71.2%
- コンピュータで指導できる教員：高知 40.6%、岐阜 70.6%

(以上データは文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査」(2003年3月) National Center for Education Statistics “Internet Access in U.S. Public Schools and Classrooms: 1994-2002”)

#### ○専門人材の育成

経済産業省の「ITエンジニアに関する緊急調査」(2001年9月)によれば、わが国のIT産業はシステムエンジニア、プログラマーのITエンジニアが約6割を占めていることが特徴。一方、ITコンサルタントが不足(不足+やや不足)すると答える企業の割合が80.5%、プロジェクトマネージャーが82.6%、ITスペシャリスト(高度)83.1%、ITスペシャリスト(中堅)64.1%で、高度な人材が不足。

日経コンピュータのアンケート調査(2003年7月)によれば、大学でITの専門教育を受けたITエンジニアは3割。東京大学大学院・武市教授の調査(98年)によれば、情報系学部・学科の大学教員の2割がITは専門外。

企業における人材の育成や、専門人材の評価・報酬の透明性を高めるために、ITスキル標準(ITSS)の導入・活用を促し、実効性を高めることが重要。ちなみに、ITSSとは、高度なIT技術者の育成・活用を図るため、各種IT関連サービスの提供に必要とされる実務能力を体系化した指標で、2002年12月に経済産業省が策定。同様の制度は、イギリス(e-skills UKの「SFIA(Skills Framework for the Information Age)」、アメリカ(National Workforce Center for Emerging Technologiesの「Skills Standards for Information Technology」)にもある。

外国人IT技術者の積極的な登用のためには、スキル判定のための基準の明確化や国際的な基準の確立などスキームの整備が求められる。

### 3. 電子商取引等の促進

B to Bの電子商取引(EC)化率がアメリカに比べ低水準。

< e-Japan 重点計画の目標と実績 >

|             | B to B (EC 化率) | B to C (EC 化率) |
|-------------|----------------|----------------|
| 目標(2003年)   | 70 兆円          | 3 兆円           |
| 日本(2002年)   | 46.3 兆円(7.0%)  | 2.7 兆円(1.0%)   |
| アメリカ(2001年) | 6.7 兆ドル(14.9%) | 7.9 兆ドル(0.9%)  |

(資料)日本：経済産業省「情報経済アウトルック2003」(2003年5月) アメリカ：U.S. Census Bureau “2001 E-commerce Multi-sector Report”(2003年3月)

中小企業のEC導入率は向上しているものの、実施率は依然低調(電子商取引推進協議会調査・2003年10月～11月実施)

- EC導入率は購入EC35%、販売EC70%
- 商取引全体に占める実施率(件数レベル)が10%以下とする企業が購入ECで52%、販売ECで48%とほぼ半数。
- 実施率を相手社数レベルでみると、購入ECが4.3%、販売ECが4.6%とさらに低くなっている。

課題は、伝票など電子商取引に関する情報の標準化、電子商取引の導入費・運用費の低価格化、中小企業でも導入可能な簡易システムの開発・提供、人材育成など。

### 4. 行政・公共分野の情報化

国連による電子政府の評価(2003年8月)は191カ国中18位、アクセシビリティの評価(2003年4月)では22カ国中15位。これらの調査では、利用する側の視点や双方向性、決済機能などの点で不足が指摘。とくに、わが国は、国民への直接のサービスの窓口である市町村の取り組みが遅延。総務省「地方自治情報管理概要(地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果)」(2003年10月)をみても、市町村の取り組みが低調。

- 電子自治体に向けた推進計画策定：22.7%
- セキュリティポリシーの策定：29.5%
- 行政手続のオンライン化の取り組みが未定・未実施の市町村の割合

申請・届出のオンライン化：52.7%

地方税電子申告：77.9%

電子入札：74.3%

手数料電子納付：81.5%

- 情報公開への取り組みが不十分(電子自治体の計画内容で情報公開の推進を挙げる市町村の割合は31.9%)

申請・届出のオンライン化が進められているものの、一部申請書類の郵送が必要(パスポート申請の場合の戸籍謄本等)など、電子化の恩恵が十分に図られていない。

### 5. 高度情報通信ネットワークの安全性と信頼性の確保

政府の情報セキュリティ体制の整備とともに、地方公共団体や民間事業者のセキュリティ対策の強化を図る必要がある。また、資金面、人員面の不足からこうした取り組みができない団体・企業を支援する措置が必要である。

#### 情報セキュリティポリシーの策定

- 都道府県 80.9%、市町村 29.5%
- 大企業：42.8%、中小企業 12.5%

#### 情報セキュリティ監査の実施

- 都道府県 23.4%、市町村 8.9%（内部・外部合計）
- 大企業：20.0%、中小企業：7.2%

企業や個人の情報セキュリティに対する不安は高いものの、実際の対策は低調。企業や個人におけるセキュリティ意識の高揚やセキュリティ対策の実施を促す方策を講じる必要。併せて、情報セキュリティ産業ならびに当該産業に従事する人材の育成、最先端のセキュリティ技術の研究・開発の推進、インシデント対応体制の強化等が必要。インシデント対応組織とは、情報セキュリティにかかるインシデント（コンピュータセキュリティに係る人為的事象で、意図的および偶発的なもの（その疑いがある場合）を含む）についての対応を行なう組織で、個別のインシデントの分析・連携・解決や予防的対応としての情報提供・監査などの業務を実施する組織。わが国では、NIRT（政府機関と重要インフラ産業を対象とするインシデント対応組織）のほか、JPCERT/CC（不正アクセス行為への緊急対応）、IPA（ウィルスに関する緊急対応及びセキュリティ・インシデント全体に関する届出受理業務）。アメリカやイギリスでは、様々な階層において多種多様なインシデント対応組織が重層的に設置されているのに対し、わが国は手薄であることが指摘。

以 上